

発議第 2 号

福島町議会会議規則の一部改正について

福島町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 20 年 3 月 17 日 提出

提出者 福島町議会運営委員会  
委員長 滝川明子

福島町議会会議規則の一部を改正する規則

福島町議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(中略)	(中略)
(準用規定) 第 62 条 質問については、第 55 条(質疑の回数)及び第 59 条(質疑又は討論の終結)第 1 項の規定を準用する。	<del>第 62 条 (削除)</del>
第 63 条～第 66 条 (略)	第 <del>62</del> 条～第 <del>65</del> 条 (略)
(委員外議員の発言) 第 <del>67</del> 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、 <u>必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</u>	(委員外議員の出席) 第 <del>66</del> 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、 <u>委員でない議員の出席を認めるものとする。</u>
2 <u>委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。</u>	(準用規定) 第 <del>67</del> 条 <u>委員外議員の発言については第 65 条の規程を準用する。</u>
(以下略)	(以下略)

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

# 議案説明資料

## 発議第2号関係

### 福島町議会会議規則の一部改正について

#### 1. 提案の理由

議会活動における、一般質問の活発化と充実及び委員外議員の委員会活動の積極的な参加や発言により、議会の活性化に資するため、福島町議会会議規則の一部を改正するものです。

#### 2. 改正の主な内容

福島町議会会議規則では、一般質問について回数は一問につき3回、時間については45分の制限を設けて実施してまいりましたが、回数や時間の制限を撤廃し一般質問の活発化と充実を図ること、また、各常任委員会において、所属委員会以外の議員も積極的に参加、発言をすることによる議員活動の充実や強化を図り議会の活性化に資するために改正するものです。

#### 3. 施行期日 平成20年4月1日から施行する。